

平成29年10月20日改正以前の J A S 規格に認められていた食品添加物は、以下のとおり。

にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格  
(制定 平成8年3月28日農林水産省告示第388号)

第4条 にんじんミックスジュースの規格

香辛料抽出物及び天然香料以外のものを使用していないこと。